

日本村落研究学会 研究通信

[大会プログラム合併号]

(No. 199 2000. 10. 1)

(事務局) 米沢和彦(熊本県立大学) 徳野貞雄・古賀倫嗣(熊本大学)
〒862-8502 熊本市月出3-1-100 熊本県立大学総合管理学部社会学研究室
Tel(096)383-2929(内682) Fax(096)383-2966 E-mail:yonezawa@pu-kumamoto.ac.jp
URL <http://www.pu-kumamoto.ac.jp/yonezawa/>

郵便振替口座 01730-9-90893 日本村落研究学会

-
- | | |
|-------------------|---------------------|
| (1) 第48回大会について | (5) 事務局からのお知らせ |
| (2) 理事会報告 | (6) 会員動向 |
| (3) 地区研究会報告 | (7) 大会プログラム及び報告レジュメ |
| (4) 文部省科学研究費助成の案内 | |
-

1.【第48回(2000年度)大会について】

日本村落研究学会

第48回(2000年度)大会開催要領

1. 大会日程(予定) :

受付開始 :	11月7日(火) 18時30分~
自由報告 :	11月8日(水) 9時~12時、13時30分~16時30分
総会 :	11月8日(水) 16時30分~18時
テーマセッション :	11月9日(木) 9時~12時、13時~15時
懇親会 :	11月8日(水) 19時~21時
各種委員会、理事会 :	11月7日(火) 19時~21時
理事会 :	11月9日(木) 12時~13時
現地セッション :	11月9日(木) 15時30分~17時30分
現地見学 :	11月7日(火) 13時30分~17時 11月10日(金) 9時~15時

2. 大会会場 :

愛媛県東宇和郡明浜町大字高山甲3657「明浜町中央公民館」

電話: 0894-64-1111(代: 明浜町役場) Fax 0894-64-1550

3.宿泊所：(2箇所に分かれます：朝食、7・9日の夕食は、民宿ふるさと)
(1部屋4~6人、ログハウスには8人が、同室となります)

あけはまオートキャンプ場 「キャンパ」(別紙)

愛媛県東宇和郡明浜町大字高山甲 461-1 電話+Fax : 0894-69-8022

町営「民宿ふるさと」

愛媛県東宇和郡明浜町大字高山甲 461 電話+Fax : 0894-64-1616

その他、下記の宿泊施設を希望される方は、個人で予約して下さい。

吉田屋旅館(明浜町高山 0894-64-0037)、 民宿弥生(明浜町宮之浦 0894-64-0025)

ビジネスホテル松尾(宇和町卯之町 3-218 0894-62-0013)

4. 参加費用：

大会参加費 4,000円 (学生・院生は3,000円)

エクスカーション参加費 7日(火) 1,000円 (学生・院生は500円)

10日(金) 5,000円(昼食費を含む:学生・院生は4,500円)

宿泊費1泊2食(特別食、税・サ込み) 7,000円 (学生・院生も7,000円)

懇親会費 3,500円 (学生・院生は2,500円)

(宿泊しない人は、6,000円、学生・院生5,000円)

昼食費 弁当(周辺に食堂はありません) 1食600円 (学生・院生も同額600円)

5. 大会プログラム (13ページ以下参照)

6. 現地見学(予定)：

11月7日(火) 13:30 JR卯之町駅発(マイクロバス)

13:50 JAみかん選果場

15:10 ちりめん漁家(ちりめん漁:狩浜)

16:10 真珠養殖(赤潮と真珠養殖)

17:30 宿舎着

11月10日(金) 9:00 宿舎発(大型バス)

9:15 無茶園みかん園(無農薬早生みかんの最盛期:景観のみ)

10:15 愛媛県歴史文化博物館(宇和町:原寸大で復元した建物等)

13:00 内子町からり(昼食、産直と情報化、個人所得1千万円等)

- 15:30 JR 松山駅 (松山空港行きバス、毎時4便、所要時間約30分)
(岡山行きJR特急、毎時1便)
- 16:00 松山観光港 (広島行きスーパージェット乗り場: 毎時1便、
所要時間1時間15分)

7. 交通ルート:

- ◆JR利用の場合: 岡山駅から瀬戸大橋線、予讃線、内子線(多度津、松山経由) 卯之町下車(特急利用で約4時間30分)(岡山~松山間は高速バスを利用することも可能です)
- ◆飛行機利用の場合: 松山空港から空港バスで松山駅下車、JR内子線乗り換え、卯之町下車(空港~松山、約25分、松山~卯之町、特急1時間10分)
- ◆フェリー利用の場合: 神戸、大阪、広島、大分、別府から松山観光港下船、連絡バス+伊予鉄道で大手町駅下車、徒歩でJR松山駅へ、JR内子線乗り換え、卯之町下車(車で南九州からお越しの場合は、臼杵~八幡浜フェリーが便利です)

マイクロバス送迎(予定: 所要時間: 約30分)

卯之町駅発(→宿舎または会場)

11月7日(火)18時30分(宿舎)、20時30分(宿舎)

11月8日(水)9時30分(会場)、12時30分(会場)、18時30分(宿舎)、20時30分(宿舎)

11月9日(木)9時30分(会場)、13時30分(会場)

会場発(→卯之町駅)

11月8日(水)17時(会場)

11月9日(木)12時30分(会場)、15時30分(会場)、17時45分(会場)

なお、不便ですが、宇和島駅から明浜町まで、宇和島バスを利用することも可能です。

宇和島バスセンター発(田之浜行き: 明浜町方面)

6時53分、11時20分、12時15分、13時15分、14時15分、15時20分

16時20分、17時20分、18時15分、19時10分(午前便は2本しかありません)

高山本浦(たかやまほんうら)または、伊予銀行前下車(所要時間: 約1時間15分)

8. 保育支援について

残念ながら、現地にはベビーシッターがいません。子ども連れで大会参加をご希望の方は、中道までご相談下さい。(現地町営保育園にての一時預かりは、難しいようですが交渉中です)

9. 大会事務局体制 :

中川聰七郎（実行委員長、愛媛大学農学部）、中道仁美（事務局長、愛媛大学農学部）
高橋基泰（実行委員、愛媛大学法文学部）、中村則弘（実行委員、愛媛大学法文学部）

連絡先：中道仁美（〒790-8566 松山市樽味3丁目5-7 愛媛大学農学部）

電話＋Fax 089-946-9837（直通）または 089-946-9830（資源・環境政策事務室）

E-mail : hitomi@agr.ehime-u.ac.jp

現地連絡先：明浜町役場 産業課 担当 横山 博文 (0894-64-1111)

企画調整課 担当 宇都宮 松夫

10. 参加費用振込先(大会専用) :

振込先：郵便貯金 記号：16140 番号：7101311

なまえ：中道仁美

お手元の郵便貯金口座から直接振り込まれますと、振り込み料金が140円(10万円まで)
です。別途払込用紙による払込では、料金が340円必要です。

なるべく、書留で送らないようにしてください。書留料金は封筒代を別にして、620円
です。

☆現地の案内

明浜町のホームページ

<http://www.dokidoki.ne.jp/home2/furusato/index3.htm>

明浜町無茶茶園のホームページ

<http://www.ehime-iinet.or.jp/co/muchachaen/>

内子町からりのホームページ

<http://www.islands.ne.jp/uchiko/karari/index.html>

愛媛県歴史文化博物館の案内

<http://www.islands.ne.jp/tour/reki.html>

2.【理事会報告】

第4回理事会 議事録

日時 平成12年9月11日（月）

場所 東洋大学2号館第2会議室

出席者：安孫子 麟、高橋 明善、熊谷苑子、北原 淳、藤井 勝、吉沢 四郎
青木 辰司、黒崎八洲次良、古賀 倫嗣、佐藤 直由、堤 マサエ、
中道 仁美、細谷 昂、米沢 和彦（14名）

欠席者 大内 雅利、市田 知子、小内 純子、河村 能夫、白樺 久、杉岡 直人
鳥越 翔之、東 敏雄、松村 和則、矢野 敬生、渡辺 正（11名）

1、2000年度の「学会大会」について

大会担当の中道会員より、現在の進捗状況や日程等について別紙のとおり報告があつた。（本号1～4ページ参照）

2、各種委員会よりの報告

（1）研究委員会

熊谷委員長より次のような報告があつた。

2001年度大会のテーマセッションは、蘭会員のコーディネートによる、「日本農村の構造転換を問う—1980年代を中心として—」と決定した。2002年度大会（50周年）のテーマセッションについては、研究委員会で構想中であるが、「21世紀村落研究へ向けて」という案にかたまりつつある。

（2）「年報」の編集について

藤井会員（渡辺委員長の代理）より次のような報告があつた。

『年報 村落社会研究・第36集』の編集作業は、現在校正の段階にあり、当初の予定通り11月開催の学会大会までに発刊できることを期している。

タイトルは、『日本農村の20世紀システム一生産力主義を超えて』とし、内容は1999年学会大会のテーマセッション報告を基にした論文と研究動向の構成である

(3) 「ジャーナル」について

事務局より次のような大内委員長のメモを報告した。

ジャーナルは13号を編集中。13号は論文が4本、書評が8本。今回は書評が多くなった。9月25日の発行予定が1週間ほど遅れる見込み。

14号は今のところ投稿論文が2本。14号の締め切りは例年は9月末だが、今回は10月7日(土)の編集委員会に間に合えば可。若干の遅れについては、事務局まで問い合わせされたし。。

(4) 学会賞について

吉沢委員長より次のような報告があった。

①「学会賞推薦のお願い」(『研究通信』No. 197号)を掲載し、会員に呼びかけたが推薦がなかったので、同No. 198号に、応募期間を5月末日から6月10日まで延長して、会員に推薦をお願いしたが、推薦は1件もなかった。また第2回理事会、および第3回理事会に、学会賞推薦を出席理事にお願いしていたが、推薦はなかった。

したがって、本年度は学会賞対象著書・論文・報告書は残念ながらなかった。

②会員より学会賞対象著書について、英文の編著でもよいか?との質問があった。

この問題については①これまでの学会賞対象著書は単著であったこと、②編著の場合受賞対象者を編者と執筆者全員とするのか、③執筆された論文(英文)はすでに日本文で発表した論文に依拠している場合もあり、その場合研究の独創性をどう判断するか、などの問題がある。したがって選考委員会で検討を行い、理事会に諮って方針を決定したい。

なお、問い合わせの著書については、新たな検討を要したという事情を勘案して、本書を来年度の選考から除外するものでない。

(5) 国際交流委員会

北原委員長より次のような報告があった。

第10回世界農村社会学会議の事務報告

去る7月31日から8月4日まで、ブラジルはリオデジャネイロ市のホテル・グローリアにおいて、国際農村社会学会(IRSA)が、ブラジル農村経済社会学会と共に開催で、第10回・世界農村社会学会議を開催した。農業と農村のサステナビリティ、農村社会学の課題、が主要テーマだったが、ブラジル農村関係の学会の主席者も多く、1,546名の登録者、1,100余名の報告者を数え(過)

去の I R S A 大会では 500~1000 名前後の規模が普通)、日本からも 29 名 (村研から 15 名以上) が参加した。内容的には、(1) ラテン・アメリカの主要な社会学者には、従属理論の方法論とポピュリズムの思想の影響が強い、広義の社会学理論の持ち主が少なくないらしいこと、(2) ブラジルの農村社会学のなかでは、ダム水没地住民・土地なし農民・外国からの移民等がジャングルのフロンティアへ移住し、開拓村を作る過程を主対象とする農村社会学、いわば「コロニーの農村社会学」、が大きな比重を占めるらしいこと、等が地元社会学の特色として印象的だった。なお、村研・国際交流委員長の同会議参加は、歴代の村研・同職の前例にしたがい、日本学術会議・社会学研究連絡委員会の委員として、日本学術会議より代表派遣された公務出張であった。

①懸案の次期・第 11 回大会については、ノルウェーと日本から開催地の立候補があり、旧理事会での審議を経て、大会・新理事会では 2004 年はノルウェーに決定したとの新会長の報告と参加者の了承があった。開催条件とされた、国内の全農村研究者による上部学会の共催であること、国費の確実な補助 (ノルウェー側の明示額はノルウェー科学技術大学農村研究センターの 6.25 万ドル) が予定できること、主要報告者・途上国研究者を招待できること、等の点でノルウェーが優位だったため、とみられる。なお、次期の開催地候補として、2008 年は日本を含むアジア地域での開催を要望する、2012 年はアフリカでの開催の可能性を検討する、という新会長の発言があった。新会長によれば、日本は 2008 年の開催を期待されるが、村研としては、実行委員会体制等を含めて、あらためて検討する必要があり、とりあえず、2004 年をめざしての実行委員会は解散する。

② I R S A を構成する地域組織のひとつの A R S A (アジア農村社会学会) の地域参加者の集会では、前会長の柳泰永 (You Tae-Yeung) 氏から日本に会長職を指名したいとの発言があり、これを受けて、日本の村研副会長の高橋明善氏から北原淳会員を推す提案があり、参加者から了承された。A R S A は、I R S A の正式の地域組織加盟にとって必要な、100 人以上の会員の存在の認定と会員 1 人 2 ドルの会費上納とをしていないので、I R S A の正式な地域組織としての資格を備えていないネットワークである。1998 年度 (実際は 99 年 2 月) の第 1 回大会開催 (バンコク) と報告集出版 (Asian Rural Sociology 1, 1999 Dec) をふまえて、2002 年の第 2 回大会と出版集報告とが期待されている。インドネシアと日本が開催候補地としてあがった。日本はとりあえず 2004 年の I R S A 開催の可能性はなくなったので、第 2 回の A R S A 開催地となる提案もありうるが、村研組織としてよりも、個人有志による提案・実行が望ましいだろう。また、2002 年はオーストラリアでの世界社会学会議と重なるので時期の検討も必要となろう。

③ I R S A の新役員(以後 4 年任期)は、新会長:Frank Vanclay (Centre for Rural Social Research, Charles Sturt Univ, New South Wales , Australia)、副会長 : Alessandro Bonanno (Sam Houston Univ. USA)、Imre Kovach (Institute of Political Science, Hungary)に決定し、理事はアジアからは河村、北原、金(いずれも候補)等である。I R S A の会誌発行は新理事会でも引継審議課題となり、米国の J S S が出しているような会誌をまだ出していない。

④ A R S A の新役員は、会長：北原淳、副会長 : Cheong Ji Woong (Seoul National Univ, Korea)、Rosiady Sayuti (University of Mataram, Indonesia)、Kanda Paranakian (Kasetsat Univ, Thailand)、Anoja Wickramasinghe (Univ of Peradeniya, Srilanka)、事務局長：黒柳晴夫、武笠俊一、等である。

(理事会の報告に若干加筆 文責：北原)

3.【地区研究会報告】

(1) 西日本地区研究会報告

日時：2000 年 6 月 17 日

会場：同志社大学

出席者：秋津元輝、鰐坂学、蘭信三、飯坂正弘、上野雪絵、交野正芳、菊池暁、木村都、庄司俊作、杉本久未子、高木学、武田祐佳、玉里恵美子、篠理恵子、春木育美、福田恵、藤井勝、藤井和佐、星眞理子、宮崎良美、虫明菜穂子、村上弥生、森美香、家中茂、矢野晋吾、湯浅俊郎

今回は鰐坂学氏（同志社大学文学部）と藤井和佐会員（奈良女子大学文学部）より以下の内容の報告が行われた。遠方からの参加者も含めて 26 人が出席し、活発な議論を開いた。

報告 1：鰐坂学「都市－農村関係の再考—都市同郷団体・過疎地域の調査から—」

鰐坂報告は、報告者が長年継続してきた調査の豊富な資料を踏まえ、都市と農村関係の再考を試みた。今回主に取り上げたのは、中国地方の過疎地域の調査と、同郷団体の全国町村調査及び個別的調査である。前者は報告者が約 10 年前より続けてきた研究で、広島県北部の過疎山村がフィールドである。その結果、高齢化が進展している地域では、他出した家成長が頻繁に帰省して高齢者を支えている状況が明らかになった。後者は、奈良県十津川村の同郷団体や石川県出身者による公衆浴場・豆腐製造業団体などの事例をもとに、従来の見解では時代の推移とともに消えていくと思われていた同郷団体が、実際はむ

しろ活性化している実態の報告であった。

これらを踏まえて、移動・移住論は単なるプッシューブル論にとどまらず文化的・イデオロギー的紐帶の形成を見ることが必要であること、またゲゼルシャフトリッヒな都市社会においては第1次的関係が重要である点などが指摘された。討議では、同郷者団体の社会的性格の位置づけなどについて意見が交換された。

報告2：藤井和佐（奈良女子大学）

「女性地域リーダーと政治文化の創出～CPS（Community Power Structure）理論からのアプローチ～」

藤井報告は、CPS理論をもとに、女性地域リーダーが政治へ参画してゆく過程について分析を行い、地域政治文化の変容モデルの提示を試みた。事例としては、長野県I村の農業委員と広島県O町の漁協理事を取り上げている。I村の事例では行政の認定制度や地域の理解、女性リーダー自身の努力をもとに、生活リーダーから経済的リーダーのステップを経て政治的リーダーとして地域の意志決定への参画を進めていく実態を論じた。これに対し、O町では女性の担う仕事が多い採貝業を中心に営むH漁協を事例に、生活リーダー、経済的リーダー、政治的リーダーが一体化して女性の参画が展開した。

こうした女性リーダーがつくりあげる新たな政治文化の可能性として、従来のような利益誘導型のハードづくりではなく、地域内完結ではない視点で活動し、業種がソフト化している点、女性独自のリクルートメントルートの確立をあげた。討議では、従来型の地域政治文化と本事例の関係性などについて論じられた。

（文責：矢野晋吾）

（2）関東地区研究会報告

日時：2000年6月24日

会場：筑波大学大学院大塚校舎

出席者：熊谷苑子（淑徳大）、牧野修也（東洋大・院）、重岡徹（農村環境整備センター）、高山隆三（明海大）、ガボリオ・マリ（慶應大）伊藤太郎、高田知和（早大）、高橋由紀（農村生活総合センター）、渡辺めぐみ（お茶大・院）、相川良彦（農総研）、速水聖子（東日本国際大）、松村和則（筑波大）他会員外8名

本年度の当初の計画として、地域福祉（高齢者介護の問題を含む）を柱に立てて研究会を進めていく予定であったが、検討をする内にそのテーマを含みつつ広く高齢者問題、定住問題を取り上げることとなった。そこで、春の研究会は若手中心に人選し、秋の研究会（9月23日・慶應大三田）は中堅の会員（大内雅利・松岡昌則両氏）に報告を願うこととに決定した。

第1報告：高木学（京都大学文学研究科・博士課程）「新住民の定住化と地域生活のイニシアティブーIターン移住に見る地域のダイナミズムー」

離島漁村（島根県隠岐郡知夫村）、山間農村（島根県仁多郡横田町）の二つの事例から、「定住人口としてのIターン移住者」の受け入れを不可避な状況として受け止める過疎高齢化の村の現状がまず浮き彫りにされた。個性を保持しつつ「暖かみ・身近な社会」を求めるIターン移住者と共同性を遵守しつつ「新しい文化・主体性を尊重」する地元住民との「動的な均衡状態」として考え、「一つの価値観が支配的に働くのではなく、背反する価値観を同じ人間が同時に持ちながらせめぎあっている」と考える。定住の条件として（1）刺激とゆとりを楽しみ臨機応変な協力関係があり、（2）外部に開かれた地縁・血縁を超えたネットワークが作られつつあると述べられた。新たな共同性をめざしつつ、移住者の主体性を守ることが可能かを問う。高山会員は構造論が見えないと暗に批判しつつ、公共事業とIターン移住者との関係が大きいことを指摘した。

第2報告：速水聖子（東日本国際大）「新しい混住化と地域社会の再編」

報告の狙いは、伝統的な村落構造が居住の場として流入する都市住民によってどのように変化するのかというかつての混住化とは異なり、職住を共にする「個人自由な選択意志による」新たな混住化がもたらす地域変容を考えていくことにあった。3つの事例が紹介された。（1）行政による新規就農受け入れを促進する岩手県東和町、（2）ツーリズムを軸とした呼び込みと産業の多様化で知られる熊本県小国町、（3）若者定住と高齢者福祉を軸とした福祉コミュニティ化をめざす長野県南信濃村。いずれの事例も新住民を地域活性化の資源として受け止め、機関や組織が積極的に働きかけている。移住する側、受け入れる側双方の地域社会像の重ね合わせによる「新しいローカリティ」「コミュニティ・アイデンティティ」の発現が、少子高齢化の大きな流れの中で微弱ではあるが見て取れると述べられた。いうなれば、構造を自明のものと考えず、新たなネットワーク・コミュニティを探っていくことが必要であるという点が両報告者に共通する視点である。

（文責：松村和則）

4.【文部省科学研究費助成の案内】

文部省科学研究費に新しい分科細目：ジェンダー

（熊谷苑子）

平成13年度の科学研究費補助金申請の締め切りもせまっていますが、「ジェンダー」が新しい細目として設定されたことをご存じでしょうか。女性学研究者を中心とする年数をかけての働きかけをバネに、「时限付き分科細目」として設定されました。対象となる

のは、「あらゆる対象・専門領域におけるジェンダー変数の作用を問題化する研究」です。村落研究の分野で言えば、女性に関する研究だけでなく、男性をジェンダーの視角から分析する研究もこの分野にふくまれると思われます。期間は平成13年度から平成15年度まで。この細目で申請できる科研費のタイプは、「基盤研究（C）（一般）」です。審査は、通常、私どもが申請する社会学、経済学、歴史学などとは異なり、部・分科・細目を横断して選定された審査員によって行われます。日本学術会議社会学研連が、この細目の設定を記念して主催した特別シンポジウム「日本の学術とジェンダー」（9月11日）では、できるだけ多くの申請がなされるよう要望されていました。

詳しくは、「公募要領」の表紙頁と25頁を参照してください。申請の方法等についての疑問・質問がありましたら、熊谷（skumagai@soc.shukutoku.ac.jp）にお問い合わせください。

5.【事務局からのお知らせ】

（1）学会費納入のお願い

学会費は今年度より、正会員8,000円 院生会員5,000円です。

未納の方には振替用紙を同封しています。

（2）「村研のホームページ」のご案内

ホームページ <http://www.pu-kumamoto.ac.jp/~yonezawa/>

平成12年2月より学会ホームページを開設しました。ぜひご覧下さい。

（3）「メール登録」のお願い

現在、約150名の会員の方が登録されています。「村研ホームページ」等の案内が届いていない方は、未登録か、もしくはメールが返送されてきた方です。メールの届いていない方は、下記のアドレスまで一度必ずメールをお送り下さい。事務局で登録します。

メールアドレス yonezawa@pu-kumamoto.ac.jp

6.【会員動向】

(1) 新入会員 平成12年5月～平成12年9月入会

- 1) 筒井 一伸 (大阪市立大学大学院文学研究科)
- 2) 渡辺 めぐみ (お茶の水大学大学院)
- 3) 伊藤 太郎 (東京大学大学院経済研究科)
- 4) 平井 慎也 (財 農林漁業体験協会)
- 5) 原山 浩介 (京都大学大学院農学研究科)
- 6) 平嶋 孝 (熊本県立大学大学院)
- 7) 澤 克彦 (熊本県立大学大学院)

(2) 退会会員

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1) 泉館 智寛 | 2) 重富 真一 | 3) 松村 直道 |
| 4) 坂本 礼子 | 5) 向井 利栄 | |

「学会費長期未納のため」

- | | | |
|-----------|------------|-----------|
| 6) 明石 光一郎 | 7) 岩崎 重夫 | 8) 加瀬 良明 |
| 9) 亀岡 岳志 | 10) 小松 正史 | 11) 佐藤 宏 |
| 12) 島田 知二 | 13) 高村 竜平 | 14) 塚本 幸史 |
| 15) 中田 英樹 | 16) 仁田貝 香門 | 17) 野崎 優香 |

(3) ご逝去

- 1) 関 順也 2000.4.1

(4) 返送により住所不明

- 1) 帰山 俊二
- 2) 宋 金文

(5) 住所変更

- 1) 関 泰子

〒631-0801 奈良市左京1-17-24

- 2) 高橋 由紀

所属：社団法人農村生活総合研究センター（研究員）

自宅住所

自宅電話

3) 戎野 真夫

〒

4) 安孫子 麟

〒

5) 古城 利明

電話

FAX

大会プログラム

11月8日（水）9時～12時：自由報告

第一会場 司会 大内雅利（明治大学）

高橋由紀 「女性跡継ぎのイエ繼承意識－山形県浅美町（仮称）の事例から」

渡辺めぐみ 「『配偶者問題』にみるジェンダー」

市田知子 「戦後改革期と農村女性－生活改善普及事業の県レベルでの展開
を手がかりに－」

佐藤晴香 「昭和初期の農村復興における社会組織の役割－群馬県北橘村大
字真壁の経済更生運動を通して－」

第二会場 司会 鳥越皓之（筑波大学）

福田 恵 「村落による林野共同所有の変容
－島根県伯太町下十年畠の事例－」

林 在圭 「韓国宗族マウルにおける水利慣行
－忠南唐津郡一宗族マウルの事例－」

小林和美 「韓国大都市外郭農村における若年層流出とその要因
－大邱広域市B里の事例から－」

矢野晋吾 「酒造出稼ぎと村・家・個人－農業・農外労働セット化の一試論」

11月8日（水）13時30分～16時30分：自由報告

第一会場 司会 古川 彰（中京大学）

岩本由輝 「近世後期陸奥中村藩における新百姓の受容
－中郷萱原村の事例から－」

星 真理子 「村落社会における宮座の持続と変容
－頭屋制度を焦点にして－」

村上弥生 「祭事組織構造と集落の現状－和歌山県・奈良県の事例から－」

武笠俊一 「親方經營の解体と子方經營の自立
－近代化の説明原理としての有賀理論－」

第二会場 司会 青木辰司（東洋大学）

田中一宏 「領域構造の機能について
－長野県川上村土壤資源枯渇の事例を主材料として－」

家中 茂 「地域活性化事業における住民の主体性
－沖縄県大里村の事例から－」

徳野貞雄 「阿蘇の草原は誰によって維持されているか……」

大野 晃他 「条件不利地域の現状と再生への課題
－日本とルーマニア・スエーデンの比較研究－」

11月9日（木）

テーマセッション：9時～12時（報告）、13時～15時（討議）

「日本農業・農村の史的展開と転機に立つ農政—第2次大戦後を中心に—」

1. テーマ解題：日本農業・農村の史的展開と転機に立つ農政

—第2次大戦後を中心に—

山形大学 大川健嗣

2. 東西日本における戦後農政の展開とその帰結

(1) 西日本：東海地方における戦後農政の推移と農業・農村

三重大学 大原興太郎

(2) 東日本：庄内地方に見る戦後農政の推移と農業・農村

岩手県立大学 細谷 昂

3. 21世紀農業・農村の課題

(1) 食料・農業・農村基本法の形成プロセスと特徴

農業総研 堀越孝良

(2) 戦後農業・農村・農政問題を、どう総括するのか

—前記3報告のコメント的考察—

東京農業大学 磯辺俊彦

現地セッション：15時30分～17時30分

「明浜町のみかん産業の将来」

座長：未定

報告者：山下重政（東洋和農協青果部長）、片山元治（無茶々園代表取締役）

女性跡継ぎのイエ継承意識－山形県浅美町（仮称）の事例から

農村生活総合研究センター 高橋由紀

跡継ぎに関する研究や、イエ継承に関する研究において、これまで特にその性別は問われることなく、暗黙のうちに跡継ぎは男性だとみなされてきたのではないだろうか。しかし、農村の慣習においては、女性の跡継ぎも少数派ながら存在し続けてきたことが報告されている。また、第2次大戦後の法改正によって、財産相続における女性の権利が認められるようになり、近年の都市家族では、生涯に1人しか子どもがもてないとしたら女児を望み、男子よりも女子に老後の面倒をみてもらいたいと考える親が増加する傾向にあるという。

跡継ぎは男女のどちらであってもかまわない状況となつたはずの今日においてなお、農地拡散を防止することを大事とした農村では、跡継ぎは男性（長男）がふさわしいという根強い社会意識が残存している。

本研究の第一の目的は、従来跡継ぎとみなされにくかった女性を分析の俎上にのせることにある。そのため、従来の研究で用いられてきた跡継ぎ概念によって女性を分析するのではなく、ライフヒストリーの聞き書きという手法によって得られた「女性跡継ぎによる語り」を分析の対象とする。すなわち、個々の女性達はどのように自らを跡継ぎだと自認しているのか、またいかにして自らを跡継ぎとみなすようになったのかという意識形成過程など、個人の意識レベルにおける跡継ぎ観を細かく分析する。

事例地である浅美町（仮称）は、現在でも三世代同居家族の割合が全国でも最も高い山形県の一中山間地域である。果樹栽培のさかんな所であるが、近年離農傾向が著しく、農業者の高齢化も進展が激しい。このような経済、社会状況の変化の中であっても、イエ継承意識は浅美町の跡継ぎ達によって保たれ続けている。

浅美町の女性跡継ぎは、家業を継いだり親の面倒を見るなど、実質的に跡継ぎとしての役割を果たし、またも、周囲もイエの跡継ぎとみなしている。それにもかかわらず、法的・形式上の跡継ぎとしての地位は夫である男性に委ねている。このような女性の役割と地位の不一致には、社会における男女の関係性の不均衡が表れている。しかし、当人達はその位置づけに不満を表明することはほとんどない。それは、イエ継承意識の規範性の強さゆえであり、また性別役割分業意識とイエ継承意識が結合しているためではないかと考えられる。

女性の観点からイエ継承意識を分析することにより、現在の農村女性がかかえているジェンダー問題を明らかにすることが、本研究の最終的目標である。

『配偶者問題』にみるジェンダー

お茶の水女子大学大学院 渡辺めぐみ

本報告の目的は、農業・農村問題において非常に重要な問題の一つとして語られてきた、農業後継者のいわゆる「配偶者問題」について、ジェンダーを主要な軸として整理することを試みるものである。

「配偶者問題」とは、言うまでもなく農業後継者の男性の結婚難のことであり、つい最近まではいわゆる「嫁不足」として語られてきた「問題」であった。この「問題」の原因と対策に関しては、これまでにさまざまな議論が行われてきており、考え得るあらゆる原因が挙げられ、それが複雑に絡み合い、大変複雑な様相を呈している。「問題」の原因としては、農村のインフラ、農家の不安定な収入から、農業に対する差別意識、女性の「地位向上」、男性の「消極性」、農村の「封建性」、農家の母親の意識等へと多岐に及んでいる（光岡 1996）。とくに、フェミニズムの視点から、「嫁不足」という言葉に表現されるような、「配偶者問題」におけるジェンダーバイアスが指摘されたことにより（高橋 1996）、より一層多種多様な論点が生じてきている。

また、市町村単位で行われている「配偶者問題」対策の現状は変化しつつある。従来から対症療法的に行われてきた結婚相談員制度と男女の交流会事業が、現在においても二本柱であることには変わりないが、「配偶者問題」の対象は、農業後継者の独身男性に限らず、当該市町村全体における、非農家も含む独身男性全体へと広がりつつあるのである。それに伴い、「配偶者問題」対策の窓口も、農業委員会から地域振興に関わる課などに移行する市町村もみられる。つまり、「配偶者問題」は、農業後継者に特有の「問題」としては把握できなくなりつつあり、その対象自体が拡散しつつあるのである。

以上のような議論の状況、あるいは対策の現状のなかで、「配偶者問題」における「農業」「農家」という特異性に基づく求心力は弱まり、「問題」そのものの輪郭は非常にぼやけてきているように見える。

そこで本報告では、とくに、第二波フェミニズム以降の「配偶者問題」の原因と対策をめぐる議論を概観し、「配偶者問題」がどのように構成されてきたのかを、ジェンダー視点を軸としながら整理する。とりわけ第一に、「問題」の原因を「誰に、どのように」求めてきたのか、第二に、「結婚のあり方」をめぐって、どのような議論がなされてきたかという点に注目していく。さらに、これらの作業を通じて、「配偶者問題」におけるジェンダーバイアスについて検討するとともに、そのバイアスを是正するための方途について展望したい。

参考文献

- 高橋由紀 1996 「現代日本農村の「嫁不足」問題—山形県内陸地方P町の事例から—」
『女性文化研究センタ一年報』9・10号
- 光岡浩二 1996 『農村家族の結婚難と高齢者問題』 ミネルヴァ書房

戦後改革期と農村女性

—生活改善普及事業の県レベルでの展開を手がかりに—

農業総合研究所 市田（岩田）知子

生活改善普及事業は、1948年、農村社会の民主化と女性の地位向上のためにGHQ、アメリカの指導により開始した。当時の農村や農林省において、それは目新しく、受け入れやすいものではなかったが、少なくとも農林省の段階では以下のような過程をたどった。(1)生活改善の理念は当時の課の職員や支援者によって形成され、とりわけ同事業の開始時より17年間、生活改善課長を勤めた大森（山本）松代の果たした役割が大きかった。それは、当時の農家の生活に見られる「形式主義」、「私」領域の軽視という問題を優先的に解決するというものであり、この考え方には、農業の零細性打破を第一に考えた東畠精一など、当時の指導者層の大方の意見とは異なったものの、普及事業の根幹となる「考える農民」（小倉武一）に沿ったものとして支持された。(2)同課は、民主的な生活改善実行グループを通じて、かまど改善などの実践的な技術を普及することにより、因習に縛られていた農村社会に異議申し立てを行った。(3)基本法農政、高度成長の中、矢口光子課長は「生活全体のバランス」や「農村生活の改善」を新たな課題として設定し、農業者の健康や生活環境整備のための補助事業を実施した。このような展開を、生活改善普及事業が日本の行政システム、具体的には補助金行政（奨励行政）に「同化」していく過程として見ることができる。

以上のような生活改善普及事業は、実際に事業を行う県ではどのように開始し、展開したのか。また、戦後改革期において農村女性がどのような状況に置かれていたのか、生活改善実行グループを通じて農村社会とどう関わっていったかを明らかにすることが本報告の課題である。そこでまず山口県をとりあげる。山口県は、生活改善、農村生活研究、女性農業者支援を積極的に行い、また、現在なお生活関係の普及職員の採用を続けている。その背景には、同県の農業の特質ゆえ、「産業」的視点からではない、「生活」に立脚した農業論があること、また、戦後改革期に農事試験場長を務めた人物等が後続の人々に影響を与えたということが指摘されている。

山口県農業試験場の協力のもとに、当時の会合や研修の記録、県発行の指導書類から同県での生活改善の具体的な内容、基本的な考え方を探り、同時に生活改善や生活研究が開始した頃に関わっていた人々に聞き取りを行なった結果、およそ以下のようなことが読みとれる。(1)山口県には、本省への出向者、県の人材、組織など、本省の理念を受け入れる土台があった。ただし、多品目少量生産、多就業経営のみ可能である中山間地域を多くかかるという同県の実態に合わせた解釈と改変がなされた。(2)戦後改革期は、農村女性にとって、焼け出されたあと的生活苦に加え、「公」的な場での発言権のなさ、集落内、女衆の中での階層差（婦人会との違い）など、過酷な時期であった。そのような状況を変えたのが生活改善実行グループであり、かまど改善、台所改善などの適正技術であった。

報告では、以上の諸点に加え、同県の「生活」の視点にたった農業論や農政が県政全体とどう関わるのか、西日本独自の農村社会の特質が農村女性の活動にどのように影響しているのか、について、可能な限り明らかにしたい。

昭和初期の農村復興における社会組織の役割

—群馬県北橘村大字真壁の経済更生運動を通して—

筑波大学大学院 佐藤晴香

農山漁村経済更生運動（以下、「経済更生運動」と略記）は昭和恐慌による農村の疲弊克服を目的に、昭和7年から同16年まで、全国の8割以上の市町村において実施された農村復興である。これまでの経済更生運動をめぐる議論では、経済更生運動はファシズム体制を地域の末端まで浸透させる媒介装置であり、農事実行組合を単位に展開されたと位置づけられてきた。そのため、行政村内部の主体性や、ムラを構成する多様な社会組織の役割について解明されることは少なかった。本報告では、大字（近世村落）を「ムラ」と定義し、ムラ内部における経済更生運動の実態を明らかにするため、地域住民の「暮らし」に着目し、生産・経済・生活・教育の4側面から接近した。研究の対象地を、典型的な養蚕村である群馬県勢多郡北橘村および同村の1大字である真壁とし、時期を経済更生運動の第1期（昭和7～同10年）に限定した。

昭和初期の真壁の地域住民が所属していた代表的な社会組織は、農事実行組合・橋尋常小学校・橋高等学校・橋実業補習学校・橋青年学校・勢多農林学校・箕輪青年道場・農家経済研究会・橋村塾・男子青年団・女子青年団・戸主会・主婦会の13組織である。これら社会組織の構成員の年齢・性・条件などを確定し、各組織の設立の主体によって、「行政（国・県）」と「地域（村・ムラ）」に分類した。また、設立の年度によって経済更生運動が開始する以前から設立していた「既存型」と経済更生運動が開始してから設立した「新設型」に分類し、それぞれの活動の内容と農村復興の関連について検討した。

その結果、ムラでは社会組織を再編成し、年齢や性の異なる社会組織がそれぞれ役割を分担することによって農村復興が展開したことを明らかにした。たとえば、6～11歳の男女を構成員とする橋尋常小学校は「行政・既設型」であり、経済更生運動が開始してから農村復興に関する学校行事を積極的に導入し、児童はムラの暮らしにおける生産・経済・生活の3側面の改善を担った。「地域・新設型」である主婦会は既婚女性を構成員とし、経済更生運動の開始後に北橘村が自動的に設立した。地域は主婦を農村復興の新たな担い手として期し、主婦会の活動はとりわけ生活や教育的側面の改善に必要不可欠であった。また、「地域・既設型」である農事実行組合はイエの代表者で構成され、生産や経済的側面の改善に大きく貢献した。しかしながら、生活や教育的側面の改善にはほとんど関与していないく、農事実行組合のみで農村復興は成し得なかつたのである。

このように、経済更生運動とは経済的な側面のみではなく、生活や教育を含めた複合的な暮らしの改善である。そのためには、地域住民が主体的な意識をもって自ら参加・協力できる社会組織の再編成が重要なのである。

村落による林野共同所有の変容—島根県伯太町下十年畑の事例—

神戸大学大学院 福田 恵

1 本報告の課題

村落と土地の関わりについては、戦後共同体論を基軸としながら多岐にわたる分野で研究が積み重ねられてきた。村落社会研究会においても、この論点はたびたび取り上げられてきたが、「土地と村落」を共通課題とした1985年の大会以降、新たな視点を持って論及されるに至ったといえる。こうした議論の転換は、村研が「むら」における自治及び土地（とりわけ農地）管理を再検討しようとするなかで、生まれてきたものと考えられる。その後も土地管理に関する論点は深められつつあり、近年では、農地ばかりではなく林野と村落の関連についても研究が進められている。

村落による林野への関わりは、様々な利用規制と所有規範を通して、典型的には共同所有地（入会地）においてあらわれる。本報告では、高度成長期の林野共同所有を考察対象に据え、過疎・高齢化のなかで、どのような住民意識によって入会地の秩序が維持されてきたかについて明らかにしたい。

2 下十年畑の林野概況

調査地域となる島根県伯太町は、県東部に位置する人口5684人・世帯数1430戸（平成7年現在）の中山間地である。事例として取り上げる下十年畑は、町内南部の山間部に位置し、人口171人・世帯数50戸（平成11年現在）の集落である。総山林面積は約425町であり、そのうち入会地は約152町をしめる。（さらに入会地は、蔭地山・約50町、日向山・約90町等に細分される。）下十年畑の林野は、近世期には中国山地一帯で顕著だった鉄山経営の影響を受け、鉄精錬用の炭材採取を主としていた。その後明治以降の洋鉄の流入によって、鉄山利用は衰退するが、ほぼ同時に進行した木炭の商品化のため、従来の炭材採取は基本的に維持された。利用法の転換は、大正期に実施された部落有林野統一時に行われ、これ以後林野（とりわけ入会地）における造林化が進行する。それと連動して入会地の所有登記も、村持ちから52名の「記名共有」に移され、入会権は持分化された（日向山においては昭和30年に記名共有登記が完了）。当時の資料によれば、持分の扱いについて、一戸一口所持・村外売却の禁止・離村者の村内者への売却という約束事がみられたが、こうした規制によって以後の共同所有は支えられることになる。

3 林野共同所有の持続的展開とその要因

下十年畑で戦前期に確立した記名共有は、昭和40年前後から離村世帯と高齢者世帯の増加に伴い、大きく動搖することになる。報告ではこの過疎期の変容把握に際して、主に二つの資料を用いるつもりである。一つは、持分所持者とその移動状況を示した共有地の諸資料（村内規約、管理日誌等）であり、もう一つは、住民意識に関するデータ（各世帯へのフリーアンクエスト調査票調査等）である。前者の資料に基づいて検討した結果、入会規約の改正に伴い持分の複数所持が許可され、それに伴い売却件数が急増した点が明らかになった。ただし後者のデータによれば、村落内外での持分移動はこの時点においても極力避けられ、売買は依然として住民間で許容される範囲内で行われるものだった点が把握された。共同所有はこの時期に部分的な変質を伴いながらも、根本的解体にはいたらず持続的展開を示したと考えられる。そこで報告では、住民間にみられた売却制限の動機を実証的に検討し、村落が林野の管理に関わってきた諸要因について明らかにしていきたい。

韓国宗族マウルにおける水利慣行
—忠南唐津郡一宗族マウルの事例—

早稲田大学 林在圭

本報告は、韓国宗族マウルの水利協同組織を取り上げ、親族組織としての門中と村との関係について報告する。宗族マウルにおける村落社会の構造は、土地（地縁）を媒介として規定される社会関係と、門中（血縁）を媒介として規定される社会関係とが拮抗しており、宗族マウルの基礎構造はこの二つの社会関係に基づいていると考えられる。

宗族マウルにおける社会関係が具体的かつ顕著に現れる場面は、共同作業・共同利用慣行においてである。そこで、調査対象地である韓国忠清南道唐津郡の宜寧南氏宗族マウル・桃李里における「上桃水利契」という水利共同組織を取り上げる。

韓国において農業用水を確保するための灌漑には、主として「堰堤」・「ボ」・「貯水池」の3つの形態がみらる。また、その管理・運営の主体からすれば、「土地改良組合」の主体と、農民主体とがある。後者は前者に比べ歴史的に古く、農民の自発的な水利共同組織をもっており、これを一般的に「スリガー」（水利契）と呼ぶ。

「上桃水利契」は桃李里の農民たちが、自ら溜池を築造し、その貯水池の水を共同利用・管理するために組織した水利共同組織であり、1930年代後半に日本から導入された水利組合による水利共同利用の方式が、その後の政府の「灌漑改善事業」（1958）にも触発され、1958年に結成される。上桃水利契は、灌漑形態のうち「貯水池」のタイプに属するものであり、管理・運営の主体からすれば、農民主体の自発的な水利共同組織である。上桃水利契は1950年代末から40年間あまり当地域の水田耕作における農業用水の共同利用・管理を担ってきた。しかし、1980年代に大々的に行われた忠清道一帯の干拓事業（「大湖防潮堤事業」）により、上桃貯水池の存在意義は喪失し、1997年に解体してしまう。

水利共同組織を通して見る限り、村における共同性が希薄であることが顕著な特質であるといえる。伝統的に共同利用組織をつくるというよりは、個人個人が個別に問題を解決することが共同性よりも優先されてきた。すなわち、水利共同組織は戦後日本人による水利組合の導入に影響され、戦後韓国伝来の平等的運営システムである「契」と融合し、水利契として組織されたとはいえ、用水確保の際ににおけるブガンや灌井による対処法はまさにこうした共同性の希薄さの象徴といえる。

一方、門中の原理である「長幼の序」は水利契運営における温情的処理策は公平の原理を制約・制限する一方で、成員間のわだかまりを温存し、かつ増幅させる。それゆえに、上桃水利契に象徴されるように、村における共同性は外部条件さえ整えば容易に解体してしまうこととなる。したがって、当事例にみられるように村における共同性あるいは領域統括は日本と対比した場合に、とくに弱いものになっていると言わざるを得ない。

韓国大都市外郭農村における若年層流出とその要因 —大邱広域市B里の事例から—

大阪教育大学 小林和美

本報告は、日本との比較を念頭におきつつ、柿崎京一氏によって提起された「移動」と「定住」という視点を手がかりに、韓国の大都市外郭部に位置する一農村における若年層流出現象とその要因について検討し、韓国農村社会の特徴の一端を明らかにしようとするものである。

本報告で検討の対象とする大邱広域市B里は、韓国第3の都市、大邱広域市の西端に位置している。

日本では、都市周辺部のかなり広い範域の農村において、都市化の進展が認められる。これらは、「近郊農村」という位置づけでとらえられている。そこでは、都市の拡大によって転入世帯が増加し、農地の宅地化、非農家化、兼業化等が進み、従来の村落的な社会構造が都市的なものへと変容していくという事態が観察されている。

しかし、韓国の場合は、大都市周辺部の農村の変化の様相は、日本のそれとは異なっており、広範囲にわたって農村の都市化が展開しているわけではない。韓国では、大都市の拡散が、政策的に抑制されているからである。大都市の外郭には、ドーナツ状に「開発制限区域（グリーンベルト）」が指定されており、都市的開発行為が厳しく制限されている。開発制限区域の存在により、都市外郭の農村は、都市化の波から一定程度切り離されているのである。本報告であつかうのは、このような大都市の外郭、開発制限区域のすぐ外側に位置する一農村の事例である。

開発制限区域によって隔てられてはいるが、大邱広域市の西端に位置するB里から大邱の市街地までは、自家用車があれば通勤可能な距離である。日本のような定住本位の社会であれば、流出を避け、非農家化あるいは兼業化しつつ定住する道を選択する人も多いであろう。しかし、B里では、非農家化や兼業化はほとんど認められないまま、若年人口の流出という事態が進行している。相対的に移動を常態とする韓国社会にあっては、大都市に近いという立地条件は、都市志向を強めるとともに、都市への流出を可能にするさまざまな条件を与えており、通勤による定住ではなく、むしろ若年層の流出を促しているとみられるのである。

本報告では、B里で実施した世帯調査票調査および聞き取り調査の結果をもとに検討を進めしていく。まず、人口構成、世帯構成、就業構造等の特徴について概観した後、現世帯主の子女の流出実態について分析をおこなう。つづいて、子女の大量流出をもたらす要因について検討を加える。これらの作業をとおして、韓国農村社会の特徴について考察していきたい。

酒造出稼ぎと村・家・個人

—農業・農外労働セット化の一試論—

滋賀県立琵琶湖博物館 矢野 晋吾

本研究は日本において伝統的に行われてきた出稼ぎ労働の分析を通じて、日本社会における労働の社会的性格の一端を明らかにすることを射程としている。

従来の研究、とりわけ日本農村社会における労働研究は、画一的な歴史観や当事者の文脈を等閑視した視点など、課題を孕んでいた。そこで本研究は現実に労働の主体として行為を行う人間の視点から、労働観の再検討を試みたい。

鍵としてとりあげたのが「出稼ぎ」である。「出稼ぎ」は、労働力移動の一形態であり、生業複合を前提にして移動を伴い、母村・就業先などとの社会関係を形成している。研究史で封建制から脱した契機とされる農民の賃労働化を孕みながら、伝統的に日本の広範囲で存続してきたという特徴をもつ。

事例としては八ヶ岳南麓の高冷地集落・長野県諏訪郡富士見町瀬沢新田区の酒造出稼ぎをとりあげ、個人、家、村落の3つの位相から社会的性格とその経時的变化について考察した。

個人の位相では、出稼ぎに出ることが社会規範に組み込まれ、伝統的に農業とセット化していることが明らかになった。出稼ぎに対する評価も本人、周囲とも積極的なプラス評価で、逆に出ないと否定的な評価を受けた。ライフステージによっては通過儀礼的側面も付加されていた。

家・家業経営との関連では、一つの家を取り上げて、家成員のライフステージごとに、各時代の生活環境に照らしながら家業経営等の労働力構成について分析を行った。

ここでは、出稼ぎをセット化した世代間分業、性別分業によって家業経営が成立している状況が明らかになった。また、経済的にはマイナスになる「村づとめ」に積極的に関与している状況がみられ、家業経営が時にその効率性よりも「村落」との関係性を重視した形で行われていた。

村落との関連では、出稼ぎ先での地位・威信が村落内のそれと強く関連し、行動の選択にあたっては、経済的要因に加えて社会的、文化的要因が強く作用していた。村落システムも、出稼ぎをセットして展開してきた。

当地の事例では、一個人が行う労働という行為は、家、村落など当事者を取り巻く社会構造の中に埋め込まれていた。厳しい自然環境のなかで、自ら積極的に出稼ぎに取り組む村人たちは、出稼ぎという賃労働を積極的に自らの生活に融合させ、プラスに転じる村落システムを創造し、維持してきたのである。

この事例のように農林漁業労働と他の労働をセット化する仕組みは日本社会において、特殊な事例ではなかったのではなかろうか。農民個人、家、村落は、多様な生業を状況に応じて自在に取り入れ、セット化する。極めて柔軟性に富んだ構造をもっていたのである。

近世後期陸奥中村藩における新百姓の受容－中郷萱原村の事例から－

東北学院大学 岩本 由輝

昨年の報告でみたごとく、陸奥中村藩では 1817 (文化 14) 年から 1847 (弘化 4) 年にかけて推進した人口増加のための新百姓取立政策において、近世後期の日本列島における人口流動化の状況を利用し、浄土真宗教団の教線拡大路線と提携しながら、加賀・越中・越後・播磨・因幡などの他領から 8,943 人・1,914 戸の移民を新百姓として導入することによって、それまでの人口減少によって耕作放棄されていた荒地（片付地）などの再開発を行い、田 15,005 石 3 斗 1 升 5 合 8 勺、畠（別口を含む）14,970 石 2 斗 6 升 5 合 6 勺、合計 29,975 石 5 斗 8 升 1 合 4 勺を再開発するという成果をあげることができたが、これは表高 6 万石の同藩にとってこの政策の意味するところがいかに大きいものであったかを示すものであった。しかも実際はこの政策が 1847 (弘化 4) 年に打ち切られてからも、1871 (明治 4) 年の廢藩置県時までにさらに 1 千戸前後が移民として導入されたことが推測できることから、都合 3 千戸の新百姓が同藩内に入っているのである。ちなみに、1870 (明治 3) 年の廢藩置県直前の中村藩の人口・戸数は 57,783 人・8,645 戸であったから、戸数にすれば 3 分の 1 はこの新百姓からなるのである。

ところで中村藩が 1847 (弘化 4) 年で新百姓取立政策を打ち切ったのは、1845 (弘化 2) 年に二宮尊徳の仕法を藩の興農政策として採用し、それが軌道に乗ってきたからであるが、二宮仕法の一環として荒地（片付地）の再開発を進めるとき、従来のように他領の欠落百姓を新百姓として取り立てて行うことに二宮から強い異議が示されたからである。とにかく二宮は「古百姓取添開発為致、即年より村免にて年貢上納ニ相成候様可取斗旨」、すなわち荒地（片付地）の再開発は新百姓ではなく、古百姓（在来百姓）に割り当て、鋤下期間なしに、その年からその村の免（課税率）で年貢を上納させるべきであることを強調した。しかし、これでは 1846 (弘化 3) 年からすでに着手していた中郷萱浜村の新百姓取立は進まなくなる。そこで藩として移民導入による新百姓取立を 1847 (弘化 4) 年限りとして取り止めとしたうえで、萱浜村についてのみ、1848 (嘉永元) 年から短時日のうちに従来の移民導入の方式で 40 戸の新百姓を取り立て、250 石の荒地（片付地）を 15 年の鋤下年期で再開発させることで二宮に了解を求めている。そのさい萱浜村に限定してあるが、藩が二宮に対し、古百姓（在来百姓）で「殊に当時の振合にては全く高不足と申者は稀にて、多分は分量に過候田畠所持いたし居、持高総体へ手入届兼、（中略）大高を持、却て困究致居候もの不少候に付、取添開発と申儀、当分相禁候位之事に致置」く必要があるといっていることは注目される。中村藩の新百姓取立で、田畠が移民に与えられることにはほとんど古百姓から反発がみられなかった事情がよくわかる。要するに、荒地（片付地）は大体が完全な手余り地であったのである。そして、萱浜村は「頗悪田にて容易に熟田に成兼候地面に有之候間、追々開発にては、谷地より涌出候渉水相障、冷氣両年には実入無之、一軒二軒宛年を積立居候は難成場所に御座候間、此折を以一時に開発相成候はゞ、幸甚之至」りとして、移民導入による短時日の開発の必要が説かれている。

この結果、萱浜村は 1851 (嘉永 4) 年までに 50 戸の新百姓を取り立て、田畠合計 259 石 6 斗 5 升 6 合 6 勺の荒地の再開発を達成するのである。

同志社大学大学院 星眞理子

1. 研究の目的と方法

研究の目的 全体社会の変動に伴い村落社会の構造も変化する。宮座は村落社会の秩序と密接に結びついている。村落社会の構造の変動により、宮座がどのように変容し村落社会の秩序にどのように影響を及ぼしているのか、頭屋制度に焦点をあてて考える。

研究の方法 宮座を本格的に研究した肥後和男は、1935年滋賀県下の神社を対象に祭祀組織の調査を試みた。結果株座と村座を設定しその上位概念を宮座とし、社会変化に伴い株座から村座へ移行するとした。宮座の変容(変容)の過程はさまざまあるが変化を5つに類型した。第1類型は、株座を示し二重同心円つまり氏子の二重の構造を表す。内円は特定の特権をもつ家々を示し外円はその他の氏子の枠である。これが外部社会の影響を強く受けた場合、内円が特に変化し村座となる。また外部社会の影響をそれ程強く受けない場合は、株座は維持されよう。第2類型(a) 古くからあるいは元来村座のタイプ。(b) 村座が株座化するタイプ。新たに村落内に支配層ができ、それらを中心に宮座を構成する。第3類型 株座から村座への移行過程。第4類型村座(原初的)から株座へそして更に村座への移行過程。村全体の座が特権的な座を形成する、あるいは特権的な家柄の座も元は村全体の座から発展したもので、更なる外部社会の影響を受け村座化する。第5類型 株座的なものが形態的にも内容(質的)的にも変質するタイプ。以上の5類型を枠組みとして持続と変容を明らかにするために調査を行なった。調査対象地は滋賀県中部広域市町村圏及び信楽町、野洲町。調査対象者は1978~80年(1次調査)は氏子総代を中心に。1996年(2次調査)は氏子総代(前回回答)経験者、古老。郵送によるアンケートを実施。

2. 宮座の持続と変容

得られた知見は以下である。(1) 村座(元来)のもつ問題。<村座・村座>が大部分である。形態的には村座で、質的には株座的要素をもつもののが多かった。<株座・村座>は、株座的要素の家筋を廃し頭屋数やおとな衆の定員のみ大部分が継承していた。一定の資格をもつ一定の人数を氏子中から絶えず補充しむらの安定を保持。(2) 株座は山間部に存続。(3) 頭屋制度の問題。両調査とも頭屋制は9割の地域で確認。頭屋が重要で村落社会の結合を強固にし、氏神が村の統合の象徴的機能を果す。①頭屋辞退者増加。頭屋の負担の軽減とむら人全員が頭屋勤めができるように村規約を改正する地域が増加。②頭屋・祭礼役の有資格者が減少。少子化、晚婚化、他府県へ転出や同一町内へ分家を出さない家の増加の影響。対策は独身者や女性家庭へ頭屋を廻す。③兼業化の進行と混住地域の拡大により、座外のむら人へも頭屋を廻そうという地域が認められるが、氏子入りはない。(4) 年齢階梯制の問題。①整っていないが年齢階梯制は両調査とも確認。株座にはない。②若者不足や若者の信仰心の希薄さをどの地域も悩んでいるが祭は不断。③2次では高齢化が顕著。終生おとな衆の地域では、有資格者全員が役割を担えるよう任期制を採用。こうした変化の背景には、明治維新、神社整理、第2次世界大戦後の諸政策(農地改革、民主化)、高度経済成長下の農村の都市化・産業化、低成長期、不況期等の社会的要因があり、これらは村落社会の構造に激しい変動をもたらし、宮座も強く影響を受け変化してきた。

以上の分析をもとに、宮座の持続と変容についてそのしくみを考察したい。

祭事組織構造と集落の現状

—和歌山県・奈良県の事例から—

奈良女子大学 村上弥生

祭事を執り行う組織としては一般に宮座が知られており、また講組織というものもある。近畿地方の村落には宮座的構成を持つところが多いという特徴があつて、多くの研究がなされてきた。宮座には一部の特定層のみが加入しうる株座と、氏子總てが加入しうる村座という分類があるが、基本的には階層的性格を持つものといえる。

これに対し、基本的に任意に組織化されるとする講組織がある。これは宮座のように宗教的機能を持つものだけではない。柳田國男の指導のもとに行なわれた山村調査の報告書『山村生活の研究』の中で守隋一による「部落と講」では、①一般的な講（村組織の講）、②代參講、③特殊職業者の講、④女の講、⑤老人・青年・同齡者の講のような分類がなされている。講集団についての総合的な研究を行なった櫻井徳太郎によれば、講においては、政治的・社会的な機能、経済的な機能、信仰的な機能など多くの機能を持つ活動が行なわれるとされている。ただし、その中心的機能はやはり信仰的機能であるとされる。櫻井によれば、講集団の分類はさまざまになされているが、その一つの合理的な分類として、和歌森太郎の協同体理論を利用するものがある。それによると協同体には、家族・親類という本然的紐帯によるもの、つまり血縁によるもの、部落・町村のような地縁によるもの、そして任意的有意的人為的協同による心縁的協同体というものが規定されている。

本報告で取り上げる対象地は和歌山県、奈良県の山間地域にある集落である。近畿地方の村落としての特徴を持っているといえるが、小字となっている集落単位で見ると、近傍に位置するにもかかわらず、祭事組織のあり方はその様相をかなり異にしていることが見られる。また、各集落の現状にも大きな差があることにも注意をひかれる。

和歌山県かつらぎ町の滝集落と西大久保集落は、旧村時代からのまとまりである四郷地区とされる地域の中にある。この地域では山腹を利用しての果樹等の栽培が行なわれてきたが、現在、その高度を利用しての串柿生産が盛んとなっている。滝集落と西大久保集落について現状を見ると、両集落とも串柿生産が行なわれているものの、西大久保集落の方が生産が盛んであり、二世代、三世代同居が多く、若い後継者が活動しているということになっている。両集落内の祭事組織のあり方は、滝集落では長老が中心となる宮座組織が重要なものとなっており、西大久保集落は集落内の地理的区画による分け方での講組織を中心である。

これらの集落例に関して、先に上げたようなさまざまな分類の軸、規準についての考察を行ない、そこから考えられる集落内の祭事組織の構造と集落の現在のあり方との連関性を分析する。

親方経営の解体と子方経営の自立
－近代化の説明原理としての有賀理論－

三重大学 武笠俊一

有賀喜左右衛門の村落研究において、変動論はもっとも中核的な部分である。しかし、これまでその重要性はほとんど認識されてこなかった。たとえば、有賀理論の繼承者と目される中野卓は、数多い有賀理論についての発言の中でも、その変動論にはまったく言及していない。有賀の主著である『日本家族制度と小作制度』は日本村落の社会変動の分析に焦点をあてた広範な研究であったから、有賀理論を論じた人々が彼の変動論を等閑視したのはまことに奇妙な態度と言える。しかし、変動論は有賀の前期におけるもっとも大きな研究テーマであり、その成果は彼の日本研究の中核をなすものであった。家と同族についての理論的整備も、彼の独特的な日本文化論も、変動論の完成の後その土台の上に築かれたものと言いうる。その意義は、先学の過小評価にも関わらずきわめて大きい。

有賀の日本研究は多岐にわたるが、村落社会のそれに限定してみるなら2つの柱があった。一つは親方経営の解体過程の分析であり、いま一つは家と同族団を対象とする基礎理論である。前者は、石神村の調査に発し昭和18年の『日本家族制度と小作制度』に至って完成された、主に戦前の研究活動によるものである。後者は、前期の成果を基盤に社会学的な視点からなされた理論的整備で、戦後に属する。

後期の研究は、家と同族および親方の経営組織の理論的な整序に焦点があてられたが、有賀の研究関心はただ単に村落・同族団研究に留まるものではなかった。その理論的整備と体系化は日本社会の基礎構造を説明する原理へと拡張され、有賀獨得の文化・文明論を生み出した。しかし、その背後に近代化論への強い志向があったことを『文明・文化・文学』の編者は見落としている。

長いこと日本農業の中心にあった親方経営が小農経営に移行し始めたのは、江戸時代中期以降のことである。前期における有賀の村落研究の頂点は、この過程に焦点をあてた村落変動論であった。その基本的枠組みを一言で示すならば、「親方手作り大経営の解体と子方百姓の小経営の自立」と言い現せる。戦後親方経営は消滅し、小農経営が一般化したから、有賀の戦前の研究に注目する人はごく少ない。しかし、有賀の日本研究の神髄は前期の親方経営解体論にあると、私は確信している。

親方経営の解体とそれにともなう子方百姓の自立は、日本の近代化達成の前提条件の一つを作り出した。この点にこそ、有賀の村落研究の今日的な重要性があると思われる。

本報告では、有賀の変動論の再検討を通して、それが日本の近代化の説明原理として有効性を持つことを示したいと思う。

領域構造の機能について

—長野県川上村土壤資源枯渇の事例を主材料にして—

明治大学大学院 田中一宏

今日、多様な自然環境の下の多様な社会集団が自然资源の利用に失敗し、あるいは地域紛争に陥っている。個々の社会集団は、それが技術や慣習、取り決めなどを蓄積しながら構成員の生命を保証してきたが、社会環境の変化によって、持続的な資源利用と生命の保証の働きを喪失するようになった。わが国の市場向け生産を行っている多くの農地でも、(農民自身が)生きるために(自然资源を)壊す、という生き続けることに逆向きの状態が続いている。一方で、金を産まない資源を放棄するという状態も続いている。そうした状態の中で、人がそれぞれの土地で紛争も破壊もなく、虐げられることもなく生存できるようになることは共通の課題である。川上村諸村落で生命を繋げようとする人々が土壤資源の枯渇に陥ろうとしている状況は、そうした大きな意味での地域問題である。

そこで、多様な社会で発生している問題に共通する仕組みとして交換行動、集団化行動、所有行動に關わる社会制度に着目する。これらの社会制度は、ある資源を使うのか、使わないのか、またその資源について誰が、どれくらい利用できるのかといった基礎的かつ不可欠な調整、すなわち資源の社会化に關わりが深いと考えられる。ある有用資源を使いすぎたり、反対に放棄したりするといった異常行動は、自然资源の社会化の過程に障害があると考えることができるので、これら諸制度の資源利用に關わる基本的な働きを知る必要がある。

46回大会では、領域構造、すなわち人が複数の社会集団を形成し、相互に境界を形成しながら集団で自然资源を保有する社会形態が、資源量の増減と人の行動を適切に結つける機能を持つと考えられることを述べた。資源が不足するほど境界が明確になり、社会集団(村落など)間に紛争が起こりやすくなること。また有用な資源ほど境界が明確であり、必要のない資源には境界が設定されることはないこと。山林資源の重要度が低下することで、境論が見られなくなったことなどをその根拠として挙げた。

今大会では、資源の集団保有の機能について、所有行動に配慮したかたちで検討を加える。川上村諸村落では土地利用が市場経済に連結されるにつれて、共有山林を各戸に分割して登記するという私的所有権の優越が見られるようになってきた。集団化を軸とした資源利用から、交換を軸とした資源利用への変化は、所有の在り方に変更を加えた。よって所有制度は、集団化、交換の社会制度両方にまたがった働きをしていると考えられ、むしろ、社会と自然環境との物質の出入りという観点では、集団化や交換の制度よりも所有制度のほうがより基礎的な働きをしていると考えられる。

前回の発表では、領域構造を資源賦存や資源量の増減を、緊張というかたちで社会内に顯在化する装置として考えていた。しかし、1緊張を発生させてるのは所有制度であること、2村落内では緊張が、取り決めや慣習のかたちに変換され資源利用の調節に用いられていること、等に配慮して再検討を行いたい。さらに、私的所有制が優勢になり境界の在り方が変わることで、家同士の稼ぎ競争、他村落、他産地との競争というかたちに緊張が多様化し、これが土壤資源の過剰利用につながっていることについても検討を加えたい。

地域活性化事業における住民の主体性 －沖縄県大里村の事例から－

関西学院大学 家中 茂

近年、農業農村整備事業は、農業基盤整備（ハード）から農村生活整備（ソフト）へと移行したといわれる。ここでいうハードとかソフトとかは、たんに事業対象の相違というよりは、むしろ、つぎのような特徴をもったものとしてとらえられる。

それは、事業達成の指標が、たとえば圃場の拡大面積、農道の延長距離などのように、農業生産力の向上にかかわるものとして数値化できるものと、たとえばアメニティや景観などのように、その指標が一義的には決定できないものとの違いである。

そして、農業施策の比重が後者のようなソフト事業へ移行するということは、住民にとって何が望ましいかという、住民の価値観や主觀といった事柄が重要な課題となってくることを意味する。市町村の農業総合整備計画やマスターplanの作成プロセスへの住民参加が期待されるのも、そのような背景があるからだろう。つまり、計画策定主体としての住民が期待されているのである。

沖縄県大里村においては、1995年にコーラル採掘に反対する住民運動がおこった。その経緯をみると、その運動は当初、行政によって組織されたものであることがわかる。しかし、運動が進展するなかで、行政がコーラル採掘の反対理由として掲げていた公園計画自体が、当該地区住民によって見直しを迫られる事態となった。地域の未来像として何が望ましいのかということについて、行政の計画と住民のイメージとの間にズレが生じていたのである。さらに、当該地区においては地域活性化事業が導入され、村全体の農業振興策についても具体的な論議がされるようになった。

このような経緯からすると、当該地区においては確固たる計画推進主体があるように推測される。しかし、実際に活動を担っているのは、伝統的な生活組織でもないし、また活性化を目的として行政によってつくられた集団でもない。そこで、本報告においては、行政計画との関わりのなかで、住民の主体性というものがどのように立ち現れてくるのか、あるいは、当該地区住民にとって地域の活性化とはどのようなものとして受け止められているのか、事例をつうじて検討したい。

阿蘇の草原は誰によって維持されているのか……

熊本大学 徳野貞雄

1. 報告趣旨

1) 阿蘇の草原の概況

阿蘇の大草原は、原始自然ではない。赤牛の放牧や採草地として農民の営農活動の中で維持されてきた農業環境である。草原は、農民にとっては経済価値を生み出す生産現場としての牧野である。この「価値」ある牧野を維持管理するために、農民たちは大小の「牧野組合」(共同体)を作り、牧野を共同利用すると伴に、過酷な「輪地切り」や危険な「野焼き」の共同作業を「道徳」として長年行ってきた。

しかし、現代の大規模かつ急激な社会経済変動は、阿蘇の農業状況を急激に変化させていく。

牛肉の自由化による畜産農家の急激な減少、農業者の高齢化と後継者不足などである。その結果、かつて阿蘇郡2万haと言わされた野焼き面積は、平成6年には約1万1千haにまで減少している。『草原の危機』が叫ばれ、農業振興・畜産振興等が講じられているが、はかばかしい効果はない。

だがしかし、阿蘇の草原は現在でも約1万5千頭の赤牛が飼養（放牧は約1万頭）されるだけでなく、年間14,000万人と言われる阿蘇観光の中心的資源の一つでもある。さらに、近年の自然環境の保全問題や「農の多面的機能」の再評価などの活動が活発になり、「阿蘇の草原を守ろう」という声も大きくなり、様々なキャンペーンやイベントが行われ、1995年に『財団法人 阿蘇グリーンストック』が、地元農家、都市住民、学者、行政、企業、諸団体などによって設立され、専従職員を軸に多彩な活動が行われている。

すなわち、阿蘇の草原を守る担い手は減少しているが、外部からの草原の評価は高まっている。「草原を守れ」という声は人々によって共有されているが、その具体的な担い手や方法は見えていない。以上が大まかな阿蘇の草原・牧野の状況である。

2) 報告のねらい

現代という大きな社会変動の中で、1) 阿蘇の草原・牧野という価値が、どのように変化しているのか。2) その変化している【価値】(草原・牧野)を、誰がどのようにして(野焼きやグリーンストック運動など)の行為を通じて維持しているのか。また、維持できるのか。即ち、草原を維持するための【道徳】がどのように形成されているのか。3) その行為主体である地域の人々の生活構造及び阿蘇地域の地域社会構造の特質と変化から、上記の1)と2)の課題を検討する。即ち、草原という環境を維持するための社会過程の研究である。

3) 具体的な検討項目

- a、阿蘇の住民の生活構造と阿蘇の地域構造の変化とその特質
- b、農業者が減少する中で、誰がどのような動機付けをもって野焼き・輪地切りを行っているのかの「担い手」の実態調査（従来の野焼き研究ではほとんど検討されていない）
- c、非農業者や若者がどのようなプロセスで野焼きに参加してくるのか。
- 【価値】の内面化から【道徳】形成へ
- d、当事者と周辺の指導者の行動と意識のズレ（c f 都市住民の参加の意義）
- e、今後の野焼きの動向と政策の妥当性（予言の自己成就化の問題）

条件不利地域の現状と再生への課題—日本とルーマニア・スエーデンの比較研究—

大野 晃（報告責任者）、吉沢 四郎、中道 仁美

昨年、8月3日から9月10日までのおよそ40日程われわれは、2002年にEU加盟国を目指しているルーマニアと1995年にEUに加盟したスエーデンの条件不利地域の調査を実施した。この調査で、EUの条件不利地域対策として実施されている所得の直接支払制度は、人口の二極分化がもたらす地域間格差の問題を抜きに語ることができない点を確認することができた。

わが国では、EUに大きく遅れながらも本年4月日本の直接支払制度がスタートし、これによって条件不利地域の地域再生を図ろうとしている。

報告では、日本とルーマニア及びスエーデンの調査事例を比較検討し、条件不利地域再生への具体的課題を明らかにする。

[調査事例Ⅰ] 高知県大豊町

傾斜地に85の集落が点在している高知県の大豊町（人口6618人、戸数2917戸、高齢化率44.2%、林野率86%）は、田畠の耕作放棄地の増大と山林の放置林化が進み、町単独事業として棚田保全条例をつくり、町民総意で棚田を保全していくための支援制度を創設し、これが本年実施の運びとなった農業の直接支払制度を誘導する役割を果たした。

いま、大豊町の直接支払制度の実施状況をみれば、85集落中、直接支払の対象となる集落協定を結んだ集落が42集落、高齢化や飛地などで1haの団地化ができず集落協定がまとまらなかった集落が33集落、残り10集落はすべて限界集落で対象外の集落である。

大豊町では、国の支払金額が少額で条件不利地域再生に大きな期待が寄せられず、加えて、この制度の導入で集落間格差が拡大するため対象外集落等に対し町単独の支援策を検討している。

[調査事例Ⅱ] ルーマニア北部山村（ヤコベニ村とシャンツ村）

スチャバ県のヤコベニ村（人口4397人、戸数1574戸、林野率53.9%、耕地率25.3%）は4つの集落からなっており、村の産業はマンガン鉱業と農業および林業である。

農業は畜産を主体とした家族農業が営まれており、農家の平均耕地面積は1～1.5haで、そのほとんどが牧草地である。家畜は牛3頭、豚2頭が農家の平均頭数である。

私有林30%、国有林70%のこの村の林業は林業事務所を中心に管理されている。伐採量は1ha当たり私有林で年間8m³、国有林で3m³に制限されている。成長量による伐採管理の徹底化は持続的な森林資源の確保と環境保全の観点から大いに評価すべき点である。

[調査事例Ⅲ] スエーデン中北部山村（クロコムコミューンとオーレコミューン）

若い女性を中心に大都市や海外への人口流出が続いているクロコムコミューン（人口14279人、林野率66.3%、耕地率12.2%）では“公共サービスの家”的多面的活用と地域住民の自主的、主体的管理によって地域の活性化を図っている。

また、オーレコミューン（人口9839人、林野率55.8%、耕地率6.8%）のなかで、われわれが調査に入ったフーソー村（人口140人、戸数40戸）の農家（放牧地49ha、乳牛7頭、仔牛5頭）では、EUから生態的助成や景観保全的助成などを受けており、その助成額は全所得の20～25%を占めている。助成金はすべて農家の口座に直接振込まれている。フーソー村の酪農が維持されるためにはEU助成が必須のものとなっている。

以上の調査事例をふまえて条件不利地域再生への課題として以下の三点を挙げておく。

1. 自分たちの地域を自分たちの手で再生していく住民の主体形成の重要性。
2. 条件不利地域の住民がそこで生活していく様なわが国の直接支払制度の再検討。
3. わが国の林業における条件不利地域対策の早期創設。

テーマ解題：日本農業・農村の史的展開と転機に立つ農政—第2次大戦後を中心に—

山形大学 大川健嗣

今大会のテーマ・セッションの課題設定は、これまで一貫して我が国の農業・農村の推移を人文・社会諸科学の視点から見続けていた「村研」としては、20世紀最後の締め括りの学会として、戦後日本の農業・農村の変化と推移を戦後農政の展開過程との関わりの中で総括してみたい、といった発想から出発したものである。我が国の戦後農政の展開過程を見ると、疑うべくなく戦後日本経済の発展過程と表裏一体となって展開されてきたことは認めざるを得ないであろう。

諸説の中で梶井功氏は、戦後農政の時期区分を以下の4つに区分している。すなわち、第I期（1940～1955）：農地改革とその後の戦後復興期、第II期（1955～1970）：第1次高度成長と農業基本法農政時代、第III期（1970～1986（昭和61年））：パックス・アメリカーナ崩壊による国際圧力の時代、第IV期（1986年以降）：WTO体制基軸時代、と（近藤康男編『21世紀日本農政の課題』農林統計協会、1998）。

第I期では、我が国は産業政策としては「傾斜生産方式」を導入し、かつ激しかった戦後インフレに乗じた形で戦前水準の6割、国際価格の半分という、いわゆる低米価を基礎に戦後復興を図った。他方、GHQ主導の戦後改革は、財閥解体と共に農地改革を断行し、同時に零細な自作農創設を図った。戦後の日本農業・農村の枠組みのひとつを作った。

第II期は、高度成長（第1次）政策の、いわば裏面政策としての農業基本法（1961）が制定され、水田の公共投資型基盤整備事業の全国展開がなされた時期であった（基本法農政期）。農基法の筋書きは、昭和32年頃から本格化した高度成長が形成した肥大化するメガロポリスでの労働市場に、農村の過剰人口を労働力として吸引し、離農・離村を進め、結果的に残った農家の規模拡大と「自立経営農家」の育成を図り、スローガンであった農工間の所得格差の縮小を目指したものであった。しかし、農民層の0.5～1.5ha層へのシフトは依然として動かず、大量の兼業農家群を創出し、結果的に農業構造の転換政策には失敗したといわざるを得ない。

第III期は、農業の構造転換が一向に進まないままに、米の「恒常的過剰時代」に突入し、総合農政下で米の生産調整を敢行せざるを得なくなったわけで、まさに1970年は基本法農政との決別の年であった。1969年の自主流通米制度の開始は、戦後日本農業のもう一つの枠組みであった「食管制度」の解体過程の始まりであった。

第IV期は、1986年のウルグアイ・ラウンド合意による農産物の国際的自由貿易政策への転換は、我が国における農産物の聖域をなくし、否応なしに農産物の国際市場とのリンクを考えざるを得ない時代状況に突入した時期、といえなくもない。

こうした戦後農政の展開は、我が国の農業、農家、農民、「村」社会にいかなる変化を引き起こしたのであろうか。長年にわたる大原・細谷両氏による東西日本の農業・農村の実証分析と堀越氏の農政論を拝聴しながら、最終的には我が国の戦後農業・農村・農政をどのように総括すべきかを、磯辺氏の見解・問題提起を受けながら、じっくり議論したいところである。

東海地方における戦後農政の推移と農業・農村

三重大学 大原興太郎

この50年に農村の景観や農家経済は大きく変わったが、農村社会のシステムはどこが変わり、どこが変わっていないのか。その変化に時の農政はどうにかかわったのか、を東海地方における現場検証を土台にして考察することが私の課題である。この中でとりわけ大きな変化は高度経済成長期と連動した基本法農政下の「農業近代化」過程であり、この時期の変化をどのように評価するかが今後の展開に大きく影響すると思われる。ここでは経済性、技術の方向性・循環性、地域性・関係性の3つの観点から変化の実態と今後の課題をみていくこととした。

1) 経済性（物質的豊かさ—消費生活の向上）

農家の経済性は渥美半島のような農業自体の発展による例外もあるが、基本的には（雇用）兼業によって保証され、安定した物的豊かさをもたらした。農業生産基盤および農村の生活基盤の整備（農地・水路・道路・上下水道・通信・文化施設）も経済成長の下でこそ容易だったが、運営費が高くなり得るような非省エネ型設計が問題である。また、注意すべきは経済的・物質的豊かさが必ずしも満足度につながっていない→アンケートによれば、借金増や生活費増加になっている（渥美）。さらに一般的な物質的豊かさのつけは将来世代、他の生物、経済的弱者につけを回すこととなっている。

2) 技術の方向性・循環性

効率性と経済志向に主導された技術的画一性（e.g. 稲作ごよみ）はアジア型農業の特性である自然との親和性、地域資源の活用性・持続性、作物栽培の多様性、土地利用の多面性を弱化する方向で、すでに基本法農政初期の段階で作用した。結果として自給率の低下と農業農村生活の自立性の低下を招いた。さらに効率、省力に傾いた近代的技術に頼り過ぎたことは、生物としての人間の能力（冷暖房完備に過度に慣れるとホメオスタシス機能が低下、化学物質多用による遺伝子の弱化？など）の低下、生活習慣病の蔓延、結果としての医療費の増大を招いた。

3) 地域性・関係性（農村社会関係の結ばれ方、合意形成方式）

経済・生活面における個々人の活動領域・範囲が、徒歩や自転車による面識（行動）範囲から車による面識（行動）範囲へ拡大すると共に、機能性・任意性の増大、村内関係密度の希薄化、世代間の技術・文化の継承の弱化（断絶）が進んだ。また兼業化・混住化により農村社会関係も多様化が進む。合意形成方式に関しては、場の倫理を重視した調整方式は変わらず（兼業者は職場と村とでダブルスタンダードで行動してきたのか？常会や農業組織で個の倫理があまり発展したとは思えない）、一個の倫理を育てながら場の倫理と調整を図る方向性。男女の役割分担と共にに行う家事活動の増大（渥美アンケート）。他方、機能的組織や空間の拡大はムラの凝集力低下の裏面としての衆人環視的重苦しさを弱めた→都会（非農家）からの婚入が容易化。

4) 21世紀への課題

以上の変化の様相から21世紀への課題と考えられることは、改めて生活計画の自立性を検討すること、ネットワークを組んで場の活力を高める可能性、地域社会の相対的自立を如何に図るか、異質な存在との共存のためのコミュニケーションをどのようにとるか→同化あるいは排除の論理をどのように克服するか（農村政治のあり方）、さらに個の倫理を育てながら場の倫理との調整を図ることができるかなどであろう。

庄内地方にみる戦後農政の推移と農業・農村

岩手県立大学 細谷 昂

この報告では、戦後農政とその変遷の過程そのものではなく、それに対する農民の側の対応の諸相を、とくに村のはたした役割に注目しながら、とりあげることにしたい。対象地は、山形県庄内地方である。

庄内地方の村は、有賀喜左衛門の「石神村」のような同族団を中心とする村とは異なり、竹内利美がとりあげた水稻単作地帯の「小農」の村である。そのような村においては、村の寄り合いにおける話し合いが決定的な力をもつ。この報告では、村の協議が農政との対応についても大きな役割をはたし、そしてこの対応の試みのなかで、みずからの性格を変えていっているという点に注目したい。

戦後農政を扱うとなればまず農地改革である。しかし庄内地方では、農地改革は昭和初期の小作争議と自作農創設との継続性をみないでは理解することができない。そこでも村が大きな役割をはたす。そうして、全国でもまれなほど徹底的な改革を実現する。かつての、手作り地主、自作、小作からなる村は、自作農の村として再編成され、戦後生産力発展をになうことになる。その典型事例として、酒田市北平田地区をとりあげる。

しかしこの発展もやがて「曲がり角」に直面し、そこに農業基本法が制定され、「構造農政」が開始される。それへの対応として庄内の村が大きな役割を發揮したのは、「水稻集団栽培」においてであった。その展開過程において、やがて稲作機械化一貫体系が形成される。その結果として、それまで「無償労働組織」などといわれた村は大きく性格を変え、個別農家の自立性は著しく高まってゆく。事例としては、酒田市上中村をとりあげる。

水稻単作村にとって「減反」政策は大きなショックであった。そのなかで、村と農協が力を発揮して、生協との提携による米産直を実現し、それを地域の環境を守る運動にまで展開させたのは、遊佐町の事例であった。さらに「転作」政策へ、しかもその割当面積も拡大されていて、水稻作以外への本格的取り組みが必要になってくる。鶴岡市安丹では、村ぐるみで枝豆生産にとりくみ、主産地としての地位を確立するにいたっている。

これらの村を場とする共同は、しかしながら、個別農家にとって利益になる限りでの共同であって、そのように判断されなくなれば当然に解体してゆくという性格のもである。かつての村の共同とは性格を異にする点に注意しなければならない。しかも転作の強化もあって、蔬菜のハウス栽培や花卉栽培などが盛んになると、女性のはたす役割が大きくなり、発言権も増してゆく。

「無償労働組織」としての家の性格変化は、村のなかでの家の自立性の強化から家における各世代夫婦の独立性の強化をもたらしていたが、その動きは今や、家のなかでの個人の自立化を課題とするまでにいたっているのである。しかし、それがただちに家の解体を意味しない点が重要である。自立した諸個人が結び合って形成する家、それが「新農基法」下の農政にどう対応してゆくか。それが今後の課題である。

食料・農業・農村基本法の形成プロセスと特徴

農業総合研究所 堀越孝良

本報告に課された課題は、21世紀における農業・農村を展望する前提として、新基本法の持つ意味ないし限界を明確にすることである。まず、「基本法」を概観し、新基本法の位置づけを明確にする。次いで、新旧基本法の形成プロセスをたどり、主として行政手段の観点から、新基本法の特徴を明らかにする。さらに、食料・農業・農村基本法形成プロセスを政治プロセスとしてとらえ、その特徴を明らかにする。

教育基本法及び原子力基本法は憲法を解釈し、敷衍・確認する法律であったのに対し、旧農業基本法以降の基本法は、災害対策基本法及び中央省庁等改革基本法を除き、政策体系の頂点をなす宣言法として位置付けられる。政策宣言法は経済高度成長期の1960年代及び構造調整期の1990年代に集中的に立法されている。1960年代の基本法は弱体産業部門又は経済弱者に対する政策（所得又は資源の再配分等）の指針を定め、1990年代の基本法には拡大する外部（不）経済分野への政策的対応と、経済構造調整下においてその役割が注目されている者又は事柄についての政策的対応の基本を定めている。

次に、政策対応の手段すなわち政策手段の観点から新旧基本法の形成プロセスをみる。旧農業基本法は経済情勢の変化に対応し予算増大を目的に立法されたのに対し、食料・農業・農村基本法はガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意受入対応として立法作業が着手された。旧農業基本法は、農業政策の国内完結を暗黙の前提とし、その政策を長期見通しに沿って推進し、国会による年次報告のチェックによって政策を推進することとしていた。しかし、農業予算は増大したが、都府県では農業構造の改善は進まなかつたし、実現された所得の均衡も必ずしも評価されなかつた。これに対し、WTO協定の受入決定に伴つて検討された食料・農業・農村基本法では、今後における対外政策にも配慮しながら食料・農業・農村政策の基本を定めた。また、WTO協定では国内助成の削減が約束され、農業予算のより計画的で効率的な執行が必要となつた。このため、食料・農業・農村基本法では、旧農業基本法の長期見通しに代わつて、食料・農業・農村基本計画を政策推進の中心に据えた。また、同基本計画は、食料自給率を数値目標として掲げ、国会報告と公表が義務付けられ、施策の評価を踏まえて概ね5年ごとに見直すことが法定されている。なお、この施策を含む政策の評価や透明性の向上は、別途の規定に基づいても進められることになっている。

政治的プロセスとしてみたときに、旧農業基本法は冷戦下における左右のイデオロギー対立の下で、かつ、農協の消極態度の下で形成された。これに対して食料・農業・農村基本法は、冷戦やイデオロギー対立も解消し、また、食料や農村を明示的に政策対象としたこともある、農協のみならず国民的合意を得ながら形成された。

神棚にある「基本法」の効能は、それを関係者が拳銃服膺することによって現れると考えられる。拳銃服膺する仕組みとそれを国民が監視する仕組みは整いつつあるといえよう。

戦後農業・農村・農政を、どう総括するのかー前記3報告のコメント的考察ー

東京農業大学 磯辺俊彦

Coordinator（大川）のコメント：村研2000年大会のテーマ・セッションは、「日本農業・農村の史的展開と転機に立つ農政－第2次大戦後を中心に－」というテーマ設定になっており、テーマ・セッション全体の流れとしては、まずは coordinatorの大川から「1. 解題」において、前記のとおり、戦後農政の推移と変化を試論的に提起し、次に「2. 東西日本における戦後農政の展開とその帰結」においては、東西日本の長年にわたる実証分析結果を通して、すなわち、西日本については大原興太郎（三重大学）氏によって、また東日本については細谷昂（岩手県立大学）氏によって、東海地方と山形県庄内地方の事例分析をとおして農業・農村の変化を農政の推移との関わりでご報告いただくことになっている。

それらの報告を受けた形で、「3. 21世紀農業・農村の課題」において、まず堀越孝良（農業総研）氏からは、「（1）食料・農業・農村基本法の形成プロセスと特徴」と題して、戦後農政の展開過程を概観する中で、戦後農政の基軸であった農業基本法（1961）と、いわゆる新農基法との比較検討をとおして、我が国の農政は21世紀へ向かう我が国の農業・農村に対して、いかなる方向性を提示したことになるのかをご報告願いたいと考えている。

そこで、最後に、磯辺俊彦（東京農業大学）氏には、主として前記3つのご報告を受けて、我が国の「戦後農業・農村・農政を、どう総括するのか」というテーマでご報告いただくことになっており、磯辺氏の総括内容を受けながら報告者間で意見交換をし、内容を深めていくければと考えている。

なお、ここからは coordinatorの大川からの会員の皆様へのお願いであるが、農基法が唱えた選択的拡大や規模拡大という面では国内でもっとも典型的な展開を見たと言ってもよい北海道の事例や、中・四国、九州地方をフィールドとされている方々からは、open debateの時間帯では積極的な参加をお願いしたい。また、事前に大川までコメントを mail (okawa@human.kj.yamagata-u.ac.jp)でいただけだと、大会当日の運営にとって大変助かりますので、よろしくご協力をお願いしたいところです。